

北茨城市地域福祉計画 「第4期（令和2～6年度）」

～安心して快適に暮らしていけるまち
みんなでつくる北茨城～

概要版



令和2年3月
北茨城市



地域福祉計画策定の趣旨

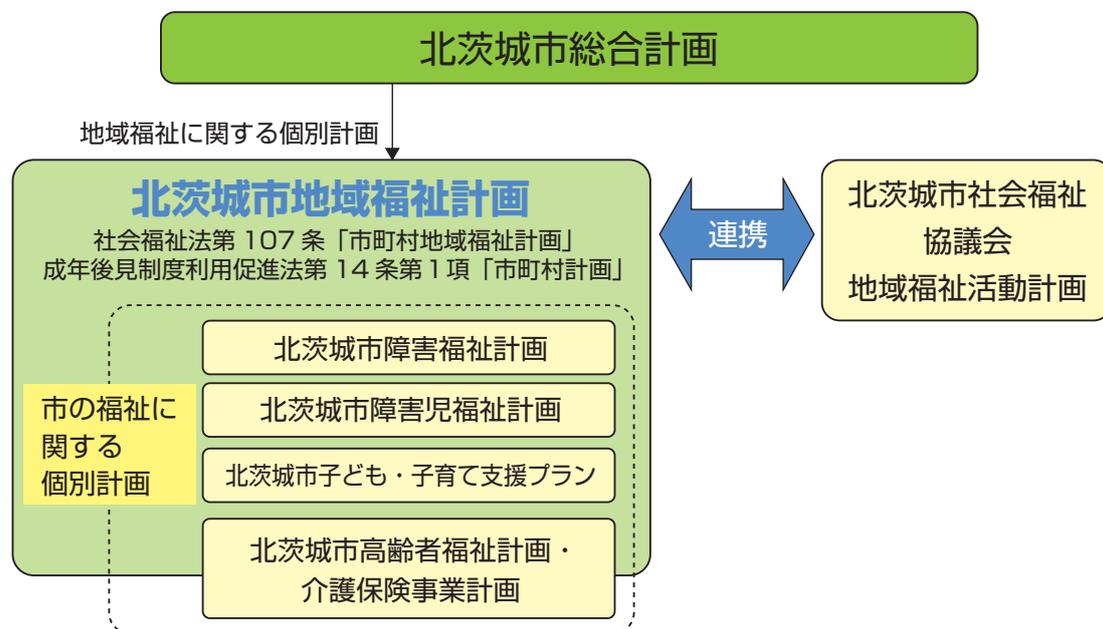
本市は、平成27年3月に北茨城市地域福祉計画「第3期」を策定し、基本理念である「安心して快適に暮らしていけるまち みんなでつくる北茨城」を実現するために、市民一人ひとりをはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉事業者、NPO法人、学校等、地域に関わる様々な団体・組織との連携・協働による取組を進めてきました。

そして「第3期」計画の改定時期を迎え、計画の根拠法である社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）を踏まえるとともに、分野・主体間を越えた連携による支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進や「地域共生社会」の実現に向けて、北茨城市地域福祉計画「第4期」を策定します。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

計画の位置づけ



計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢の変化等により必要に応じ見直しを行います。



計画の基本理念

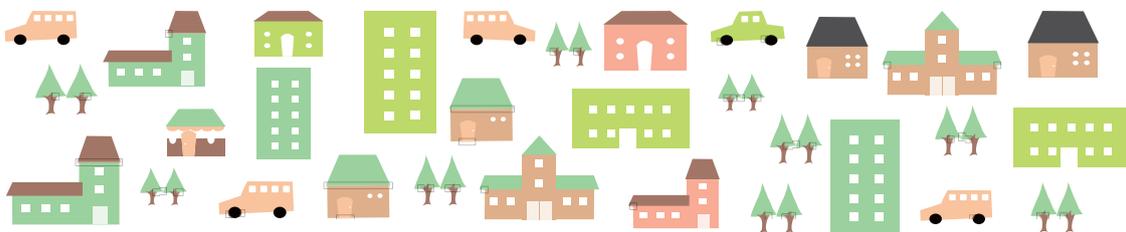
社会福祉法において、地域住民が地域福祉の主体として位置づけられているように、今日市民に求められるのは、福祉サービスの利用者・対象者という立場だけでなく、様々な生活課題に対して、市民が我が事として主体的に取り組む仕組みです。

また、地域の様々な生活課題を「我が事・丸ごと」受け止め、地域が一体となって地域共生社会づくりを一層推進するために、高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者、中高年のひきこもり等、対象を広く捉えた地域包括ケアシステムの構築と推進を目指していくことが重要です。

このような地域福祉の方向性を見据えつつ、私たちの北茨城市を、誰もが安心して快適に暮らしていけるまちにするために、本計画の基本理念は「第3期」のものを踏襲し、次のとおり定めます。

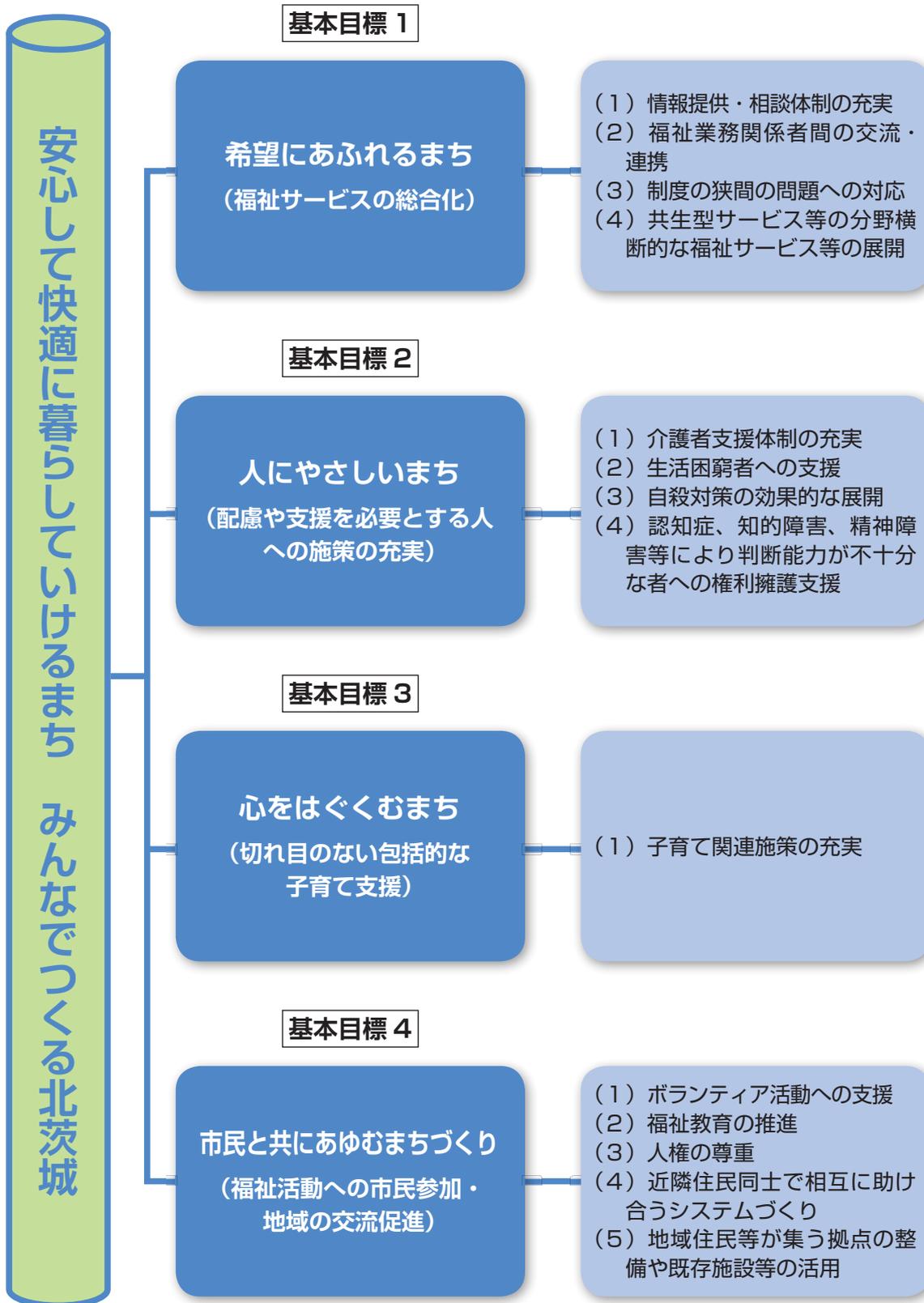


安心して快適に暮らしていけるまち
みんなでつくる北茨城





施策の体系





施策の展開

1 希望にあふれるまち（福祉サービスの総合化）

(1) 情報提供・相談体制の充実

- 従来の広報媒体を介した情報提供のほか、公民館等の公共施設に福祉情報のパンフレット等の配置をする等、ケースに応じた効果的な情報提供の手段を選択し取り組みます。
- 相談体制の充実については、福祉・介護・保健等の市民福祉担当窓口が連携し、相談者のニーズに即した迅速な対応に努めます。また、各地区の民生委員・児童委員に対し福祉相談業務の研修会等を実施するなど、地域の相談員として活動しやすい状況を作るほか、広報等によりその存在を広くアピールします。

(2) 福祉業務関係者間の交流・連携

- 福祉業務関係者の連携を強化するため、「北茨城市障害福祉計画」に基づき、自立支援協議会の構成員増員や分科会を設置します。また、ケースに応じた柔軟な処遇方針を検討する会議を開催し、関係者との意思疎通を図ります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指して、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・福祉に関わる専門職や民生委員が参加する、職種を超えた多職種研修会を定期開催します。
- 市の担当部局が調整役となり、官民一体となった福祉サービスの提供体制を構築します。また、行政部門においては、福祉担当部局に福祉専門職（社会福祉士等）の配置・増員を目指します。

(3) 制度の狭間の問題（ひきこもり等）への対応

- ひきこもり児童への支援として、茨城県事業を利用し小中学校に設置したスクールカウンセラーの活用や、同じく茨城県事業であるスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を促進するとともに、市で設置している適応指導教室の充実を図ります。
- ひきこもり者についての民生委員・児童委員による情報提供等を通じて、早期発見・早期介入を促進し、何らの支援も受けられない状態になりやすいひきこもり者を支援します。
- 利用可能なひきこもりの相談窓口及び支援機関（茨城県ひきこもり相談支援センター等）の情報発信に努めます。

(4) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- 福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供する福祉拠点や体制の整備を検討します。
- 「北茨城市障害福祉計画」及び「北茨城市障害児福祉計画」、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備を検討します。
- 「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会の設置を通じ、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保します。
- 「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、子ども家庭総合支援拠点が中心となり、子育て支援の内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けます。



2 人にやさしいまち（配慮や支援を必要とする人への施策の充実）

（1）介護者支援体制の充実

- 高齢福祉課、社会福祉課、健康づくり支援課、市民病院、その他関係部局が連携し、高齢者や障害者等支援が必要な市民とその家族に対する相談・情報提供体制の強化を図ります。
- 地域包括支援センターが開催している介護予防普及啓発事業における各種事業の充実を図り、行事を通じた介護に対する啓発をはじめ、家族介護者同士の交流や意見交換の活性化を図ります。

（2）生活困窮者への支援

- 生活困窮者の相談に対し、適切かつ効果的な支援ができる相談体制の充実と窓口の周知を図ります。
- ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の関係機関等との連絡連携体制を強化し、生活困窮者の状況把握や自立に向けた具体的協議ができるネットワークを構築します。
- 子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱とした子どもの貧困対策を総合的に推進します。

（3）自殺対策の効果的な展開

- 生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための相談窓口の周知や居場所づくりに努めます。
- 自殺の原因となる一つに健康問題として心身の病気があるため、本人や家族が相談できる場として、精神保健相談を継続実施します。
- 「北茨城市自殺対策計画」に基づき、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」という5つの基本施策に沿った事業・取組を推進します。

（4）認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援

- 認知症総合支援事業の実施を通じて、保健・医療・福祉の専門職が、初期段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行ったり、認知症の人やその疑いのある人に対して、権利擁護を含めて総合的な支援を行います。
- 成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。
- 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を通じて、福祉サービスの利用援助や金銭管理等、日常生活上の支援を行います。
- 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援する「広報機能」、早期の段階からの相談・対応体制を整備する「相談機能」、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する「成年後見制度利用促進機能」等、権利擁護支援に必要な機能を備えた専門職によるチームや関係機関による協議会、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関について、市内又は周辺市を含めた広域での整備を検討します。
- 障害者の意思決定支援等の強化を図るため、関係機関の連携の場である自立支援協議会について、権利擁護に関する協議を行います。



3 心をはぐくむまち（切れ目のない包括的な子育て支援）

（1）子育て関連施策の充実

- 「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的な支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営を通じ、相談体制の強化を図ります。
- 児童の預かり支援を希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）を促進するため、広報きたいばらきに加え、子どもの家等の子育て支援施設利用者への広報活動を強化します。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、同時に産前・産後サポート、産後ケア事業など「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」と相談・支援をワンストップで継続して行います。
- 児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。

4 市民と共にあゆむまちづくり（福祉活動への市民参加・地域の交流促進）

（1）ボランティア活動への支援

- ボランティア市民活動センター（地域福祉交流センター）の利用促進と機能強化を図るため、社会福祉協議会ほか関係機関と連携し、必要な措置を行います。
- 社会福祉協議会を通じ、ボランティアについての広報活動を実施し、市民への理解を深め、ボランティアへの参加を促すとともに、ボランティア団体のネットワーク化の促進や、ボランティア団体の活動を広く市民に公表する機会の確保を目指します。
- 市内の小中学校と連携し、ボランティア活動についての教育活動を実施していきます。
- NPO法人に対しては、その活動内容を把握するとともに、それを広く市民に提供します。

（2）福祉教育の推進

- 福祉教育については、引き続き市内小中学校と連携しながら年間計画に沿った福祉教育を実施します。
- 福祉に関する講演会等の開催を通じて、あらゆる世代に対して、福祉教育活動のPRを図ります。
- 学校における JRC（青少年赤十字）活動については、日本赤十字社茨城県支部と共に支援します。

（3）人権の尊重

- 市内の小中学校と連携し、人権教育のさらなる充実を図ります。
- 人権教室等の充実を図るとともに、幼児から高齢者まで多様な人権教育活動に対応できる啓発資料や教材等の整備に取り組みます。
- 誰もが気軽に利用できる人権相談の充実に努めます。
- 子どもの虐待を発見した際の通告窓口や対応方法の周知を継続して行います。
- 子どもの虐待の防止や早期発見のため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が虐待の認識を深め、課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。
- 一般子育てに関する相談から、養育困難な状況や虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等の総合的な相談全般に対応できるよう、関係機関との連携強化や相談担当者の研修の充実を図ります。



- DVについての啓発と、相談窓口の周知を行います。また、茨城県女性相談センターや警察等の関係機関との連携を強化し、一時保護等により被害者の安全の確保を行います。
- 「障害者虐待防止の啓発を行うことにより、障害者への虐待を未然に防止し、早期に発見することを目的として、市のイベント会場で「障害者虐待防止キャンペーン」を実施します。

(4) 近隣住民同士で相互に助け合うシステムづくり

- 広報媒体を活用し、地域住民の相互扶助に関するPR活動の実施を行うとともに、各自治団体に対し、団体未加入者への加入促進活動を支援します。
- 市で作成する、災害時要援護者名簿及び避難支援プランに基づき、消防団・自主防災組織等と連携し、災害時要援護者に対する避難行動の協力体制の構築を図ります。
- 地域住民自らが顕在化した地域課題の解決等、多様な生活支援の仕組みをつくりあげ、地域づくりにもつなげる「生活支援体制整備事業」の推進のほか、要援護者等の交流拠点（サロン）づくり等、地域の課題解決のための取組を推進します。
- 独居世帯の増加を踏まえて、高齢者等の孤立死を防ぐための地域の見守り体制の整備を進めます。

(5) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- 高齢者のふれあいと生きがいづくりを促進するため、社会福祉協議会や公民館が実施している各種講座等の生涯教育を支援します。
- 世代を超えた交流や、知恵や技術の伝授等を促進するため、三世代の集い事業や学校における地域住民との交流事業を支援します。
- ノーマライゼーションの考え方を広めるため、年齢や障害の枠を超えて誰もが参加・交流できる生涯学習の機会の提供を推進します。
- 使用していない市の施設について、市民の交流の場や市民福祉事業等への活用に向けた検討を行います。

計画の推進

- 本計画は、概要版を作成し、本編とともに市のホームページ等で公表します。
- 各事業の実施にあたっては、必要に応じて地域住民や関係団体に趣旨や進め方の説明を行います。
- 本計画の推進にあたっては、事業の進捗状況を検証し、改善するPDCAサイクルによる管理を行います。
- 計画の進み具合の評価は、関係会議を毎年度開催し、評価を実施します。
- 評価結果は、市のホームページで公表します。

北茨城市地域福祉計画「第4期（令和2～6年度）」 概要版

編集・発行 / 北茨城市市民福祉部 社会福祉課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630
TEL 0293-43-1111

ホームページ / <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp>
Eメール / syakai@city.kitaibaraki.lg.jp